

福山市デジタル戦略

2025年度（令和7年度）～ 2030年度（令和12年度）



目次

Contents

- 1 はじめに…………… P 2
戦略策定の趣旨/計画期間/戦略の位置づけ/
戦略の構成
- 2 戦略策定の背景…………… P 6
本市を取り巻く環境/デジタルを活用した生活の将来像
- 3 構想・理念…………… P 9
構想/ミッション・ビジョン・バリュー
- 4 構想実現に向けた取組…………… P 1 2
構想実現に向けた取組（主要プログラム）/
サービスの創出と連携/共通手続などの統一/
庁内環境・体制の整備
- 5 推進体制・評価軸・ロードマップ…………… P 1 8
推進体制/主要プログラムの評価軸/ロードマップ
- 6 用語解説…………… P 2 3

1 はじめに

戦略策定の趣旨・計画期間

策定の趣旨

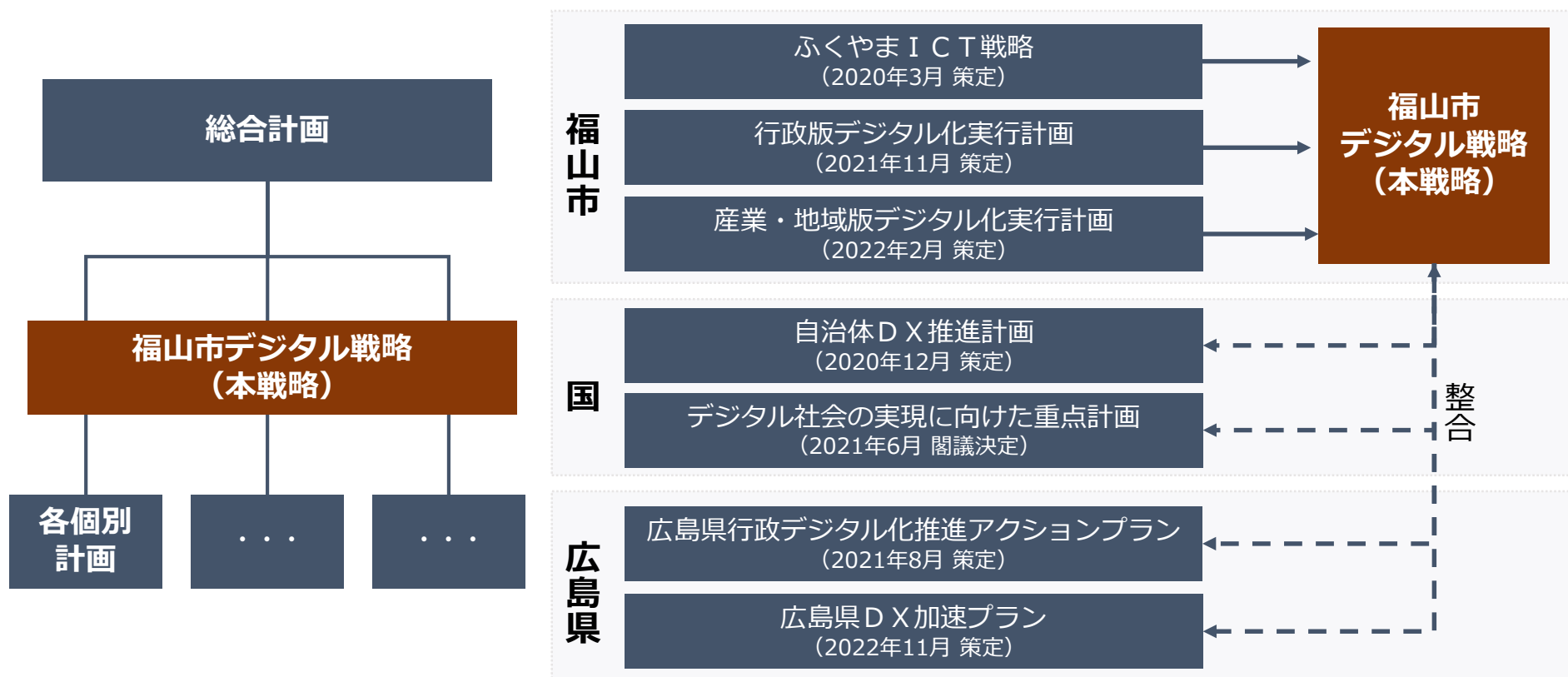
- 人口減少や少子高齢化の影響により、企業活動や地域活動、行政サービスなど様々な分野において人材が不足しており、将来にわたって成長力を確保するためにはS D G sの視点を踏まえた持続可能なまちづくりが求められています。
- このような中、A IやI o Tを始めとするデジタル技術は急速に進展しており、これらの技術の活用により、場所や時間に捉われないライフスタイルの実現や自動化による業務効率化など、社会課題の解決につなげることが期待されています。
- 国においては、デジタル田園都市国家構想を掲げて社会全体のデジタル活用を進めており、広島県においても、仕事・暮らし、地域社会、行政におけるデジタル活用を推進しています。
- 本市はこれまで、先端技術を活用したまちづくりの方向性を示す「ふくやまI C T戦略」を始め、コロナ禍で顕在化した社会課題に対応するため「行政版デジタル化実行計画」、「産業・地域版デジタル化実行計画」を策定し、デジタル活用を推進してきました。
- 今後も、これまでの取組を発展させ、誰もがデジタルの恩恵を享受できる持続可能なまちづくりを進められるよう、新たな技術やデータ連携などのデジタル活用の方向性を示す「福山市デジタル戦略」を策定します。

計画期間

2025年（令和7年）4月 ～ 2031年（令和13年）3月

戦略の位置づけ

- 本戦略は、本市の総合計画で掲げるビジョンの実現に向け、子育て、福祉、産業、防災など各分野の個別計画を推進するための基盤として、本市のデジタル活用の方向性を示します。
- また、「ふくやまICT戦略」、「行政版デジタル化実行計画」及び「産業・地域版デジタル化実行計画」を継承し、デジタル活用を発展させます。
- 「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」など、国や広島県のデジタル活用に係る計画等との整合性を図るとともに、官民データ活用推進基本法第9条第3項に基づく「市町村官民データ活用推進計画」としても位置付けるものとします。



戦略の構成

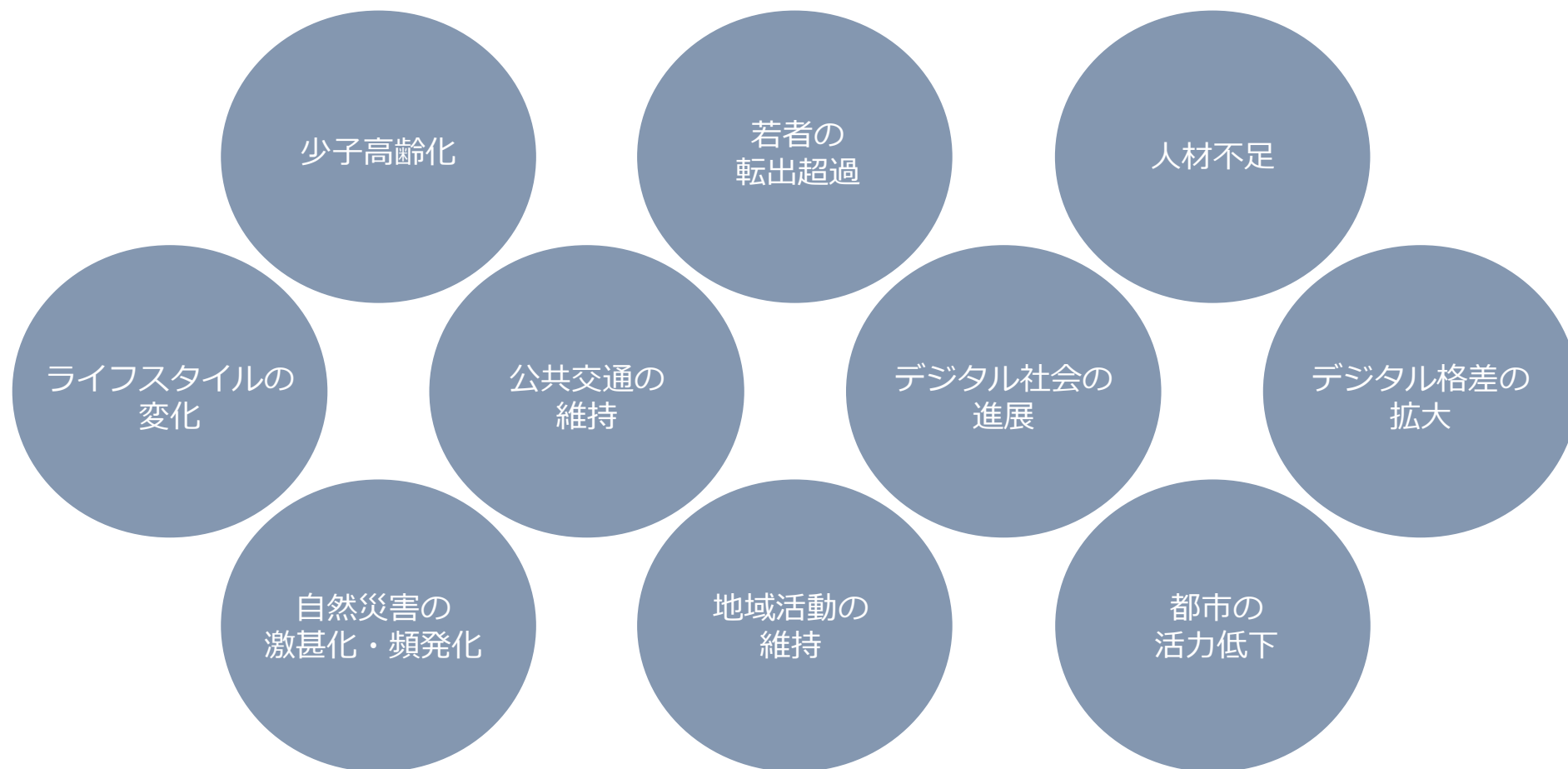
デジタル活用の方向性を示す「デジタル戦略」、戦略を推進するための実行計画である「主要プログラムアクションプラン」、また、デジタルに関連する事業をまとめた「デジタル事業一覧表」の3部で構成します。

名称	計画期間	記載内容
デジタル戦略	2025年度～2030年度	デジタル活用の方向性を示すもの (本資料)
主要プログラム アクションプラン	2025年度～2027年度	本戦略に基づく主要プログラムの ロードマップや構成事業を示すもの
デジタル事業一覧表	毎年更新	デジタルに関連する事業を 一覧表でまとめたもの

2 戦略策定の背景

本市を取り巻く環境

- これまでの取組により、多様な分野でデジタル技術の導入が進んだ一方で、少子高齢化や若者の転出超過などによる人材不足が深刻化しており、地域活動や公共サービスなどの維持が困難となっていることに加え、自然災害が激甚化・頻発化するなど、本市を取り巻く環境は多様化・複雑化しています。
- 持続可能なまちづくりに向けて、デジタルを活用した生活の将来像を描き、その実現に向けて戦略的に取り組む必要があります。



デジタルを活用した生活の将来像

- 公共・民間の様々なサービスが高度化され、生活や仕事がより便利になるとともに、各サービスがつながることで、手続などがスムーズに利用できます。
- 行政への問合せや利用料の決済など、様々なサービスを同じ方法で利用できます。
- インターネットを介して、誰でも気軽にサービスの提供（アルバイト、ボランティア等）に参加できることで、人材不足が解消され、市民の生活がより豊かになります。
- 利用者にとって使いやすい方法で場所や時間の制約なく、サービスを利用することができます。



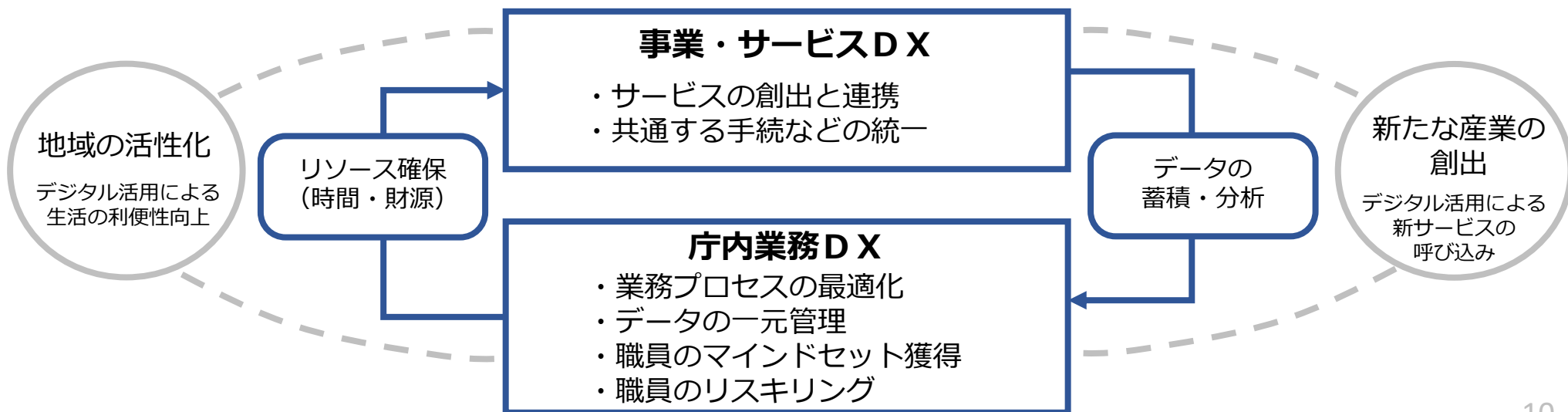
3 構想・理念

● 庁内業務DX

- ・ 庁内の業務プロセスを見直すために、クラウドサービスなどを適切に利用し、また、業務で蓄積されるデータの一元管理を進めます。
- ・ 職員のマインドセットの獲得とスキル向上を図ることで、業務プロセスの最適化を行います。
- ・ これらの取組で庁内業務DXを進め、職員の生産性の向上やコストダウンによる財源確保をめざします。

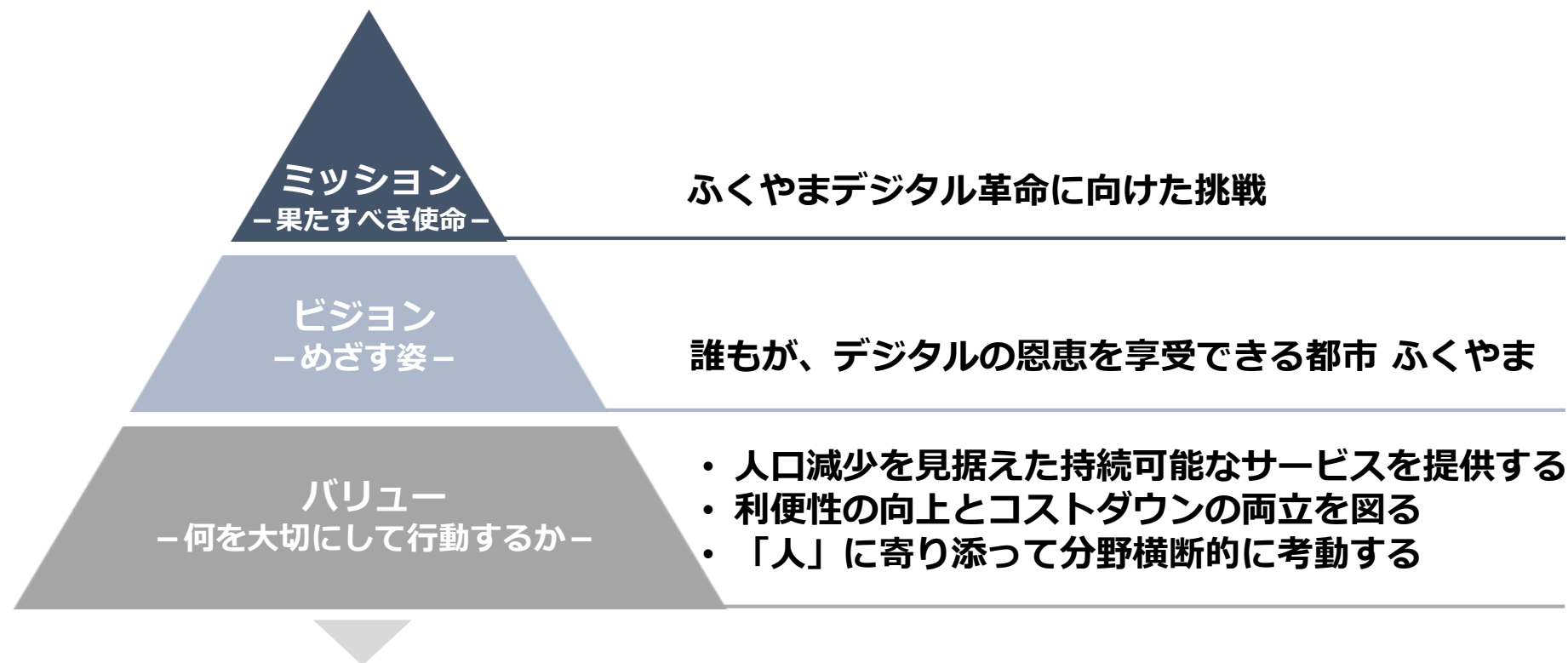
● 事業・サービスDX

- ・ 市の提供する事業やサービスにクラウドを適切に利用し、新しいサービスを創出・連携することにより、利便性を向上するとともに、サービス提供までに必要な時間を短縮します。
- ・ 様々な事業を全体最適の視点で整理し、共通する手続などを統一することで費用対効果を高めます。
- ・ これらの取組によって各サービスから得られるデータを蓄積し、分析・活用することで、庁内の業務プロセスを改善し、市民サービスの利便性向上へとつなげる好循環をめざします。



ミッション・ビジョン・バリュー

将来像や構想の実現に向けて、職員が一丸となって取り組むために、ミッション・ビジョン・バリュー及びバリュー実現のための行動様式を設定します。



バリュー実現のための行動様式

- 1 **人に焦点を当てた体験のデザイン**（事業構築、働き方改革、業務改革の考え方）
- 2 **先端技術やクラウドサービス、データなどの活用・連携**（サービスの提供方法）
- 3 **継続的に使いやすいサービスの提供**（利用促進、継続的改善、満足度向上）

4 構想実現に向けた取組

構想実現に向けた取組（主要プログラム）

構想の実現に向けて、3つの取組（主要プログラム）を推進します。

- **サービスの創出と連携**：デジタル活用によりサービスを創出し、効果的に連携します。
- **共通手続などの統一**：複数の分野で共通する手続などの統一を図ります。
- **庁内環境・体制の整備**：DX推進に向けた庁内環境の整備や職員のリスキリングなどを行います。



主要プログラム 1：サービスの創出と連携

- デジタル技術などを活用したサービスを創出し、利便性の向上をめざします。
- また、複数のサービスを円滑に利用できるよう、サービスの連携を図ります。

サービスの創出

各分野の施策の推進に向けて、新たな技術などを積極的に活用し、利便性の高いサービスの提供につなげます。



サービスの連携

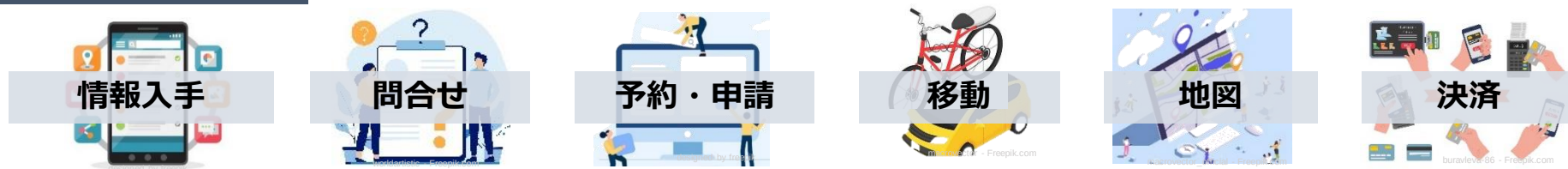
- 複数のサービスをスムーズに利用できるよう、一度の認証で安全に利用できる仕組みをめざします。
- また、各サービスのデータを連携することで、利用者の特性に寄り添ったサービス提供につなげます。



主要プログラム 2 : 共通手続などの統一

- サービスの利便性向上と内部事務負担の軽減を図るため、複数のサービスにおいて共通で利用する手続などを抽出し、統一的に整備します。
- これにより、例えば、行政が発信する情報の入手や問合せを始め、予約や申請の手続など、様々なサービスで利用するものを統一化することで、市民は同じ方法で様々な手続を行うことができます。

分野共通サービス（例）



※分野共通サービスは、今後も随時、追加・変更等を行う可能性があります。

例 1 : 子どもイベントに参加する親子

- ① イベントの場所や経路を検索する
- ② イベントの不明点を問い合わせる



- ③ イベント開催会場へ向かう
- ④ 参加費を支払う



例 2 : 地域活動の役員を担う高齢者

- ① 地域活動の実施場所を検索する
- ② 地域活動の実施場所を予約する



- ③ 地域活動の情報を発信する
- ④ 実施場所の利用料を支払う



例 3 : 支援制度を申請する法人

- ① 自社に適した支援制度を確認する
- ② 支援制度の不明点を問い合わせる



- ③ 支援制度に申請する



主要プログラム3：庁内環境・体制の整備 ①

- 職員の働く意欲や生産性の向上などにつなげるため、職員にとって働きやすく、魅力ある職場環境を構築します。
- また、戦略の実行に向け、現在の業務の課題を理解しながら、固定観念に捉われず、抜本的に業務プロセスを変革できる人材が必要です。
- そのために必要な職員のマインドセットの獲得、スキル向上の両面に取り組みます。

働きやすい職場環境の構築

- ・単純作業の自動化などデジタルツールの導入やプロジェクトマネジメントの定着など、業務効率化とコストダウンを推進します。
- ・テレワークの更なる推進のため、ソフト、ハードを充実させ、様々な職員にとって働きやすい環境を構築します。



職員のマインド変革、リスキリング

デジタル技術の知識、事業立案に関する実践能力を習得できる研修を行い、課題解決に向けて、自ら積極的に行動できるマインドセットの獲得などに取り組みます。



主要プログラム3：庁内環境・体制の整備 ②

- デジタル技術を庁内で活用するために、土台となるネットワークやセキュリティ環境を整備します。
- また、国が主導して進める地方公共団体情報システムの標準化などの取組についても、着実に進めます。

ネットワーク・セキュリティ環境の整備

- ・ データやデジタルサービスを効率的、効果的に活用するため、場所や時間などの制約を受けず、どのようなコンテンツやサービスであっても安定して利用できるネットワーク環境の維持、整備に取り組みます。
- ・ また、行政が保有する重要な情報を安全に取り扱うため、万全なセキュリティ対策を行います。



システム標準化など国のデジタル化対応

クラウドサービスを活用し、税関連業務、戸籍関連業務などのシステム標準化やマイナンバーカードの利活用など、国が主導して進める取組の情報を収集し、効果的に連携できるよう取り組みます。



5 推進体制・評価軸・ロードマップ

推進体制 ①

- 従来からの事業推進体制、外部の団体や機関による評価体制に加え、本戦略からは、企画立案プロセスを含めることで、人に寄り添った事業立案を行い、変革を具現化していきます。
- これにより企画立案、事業推進、事業評価を一連のプロセスとして整備し、より一体的に進めていきます。



推進体制 ②

企画立案体制

- 人の生活に寄り添うため、ペルソナを設定し、生活における困りごとを抽出します。その課題解決と事務負担の軽減を考慮した支援制度の企画立案プロセスを構築します。
- 状況に応じてテーマを設定し、テーマに関連する庁内部署の職員によりプロジェクトチームを組成します。
また、外部専門人材もアドバイザーとしてチームに参画することで、OJTでの企画立案スキルの習得を図ります。



事業推進体制

- CIO（最高情報責任者）と外部専門人材による各局と連携した推進体制を構築します。
- プロジェクト管理ツールを活用し、スピード感のある「報告・連絡・相談」により、効果的、効率的な事業推進を図ります。

事業評価体制

- 庁内のみでなく、国・県や地元の企業・団体など産学官による協議会を運営します。
- 協議会で意見聴取や事業評価を行い、事業の改善や立案に反映します。



主要プログラムの評価軸

戦略に基づく取組の達成度を評価するため、各主要プログラムに達成指標を設定します。
指標の詳細については、主要プログラムアクションプランに掲載します。

主要プログラム

達成指標

① サービスの創出と連携

- ・ サービス利用における満足度

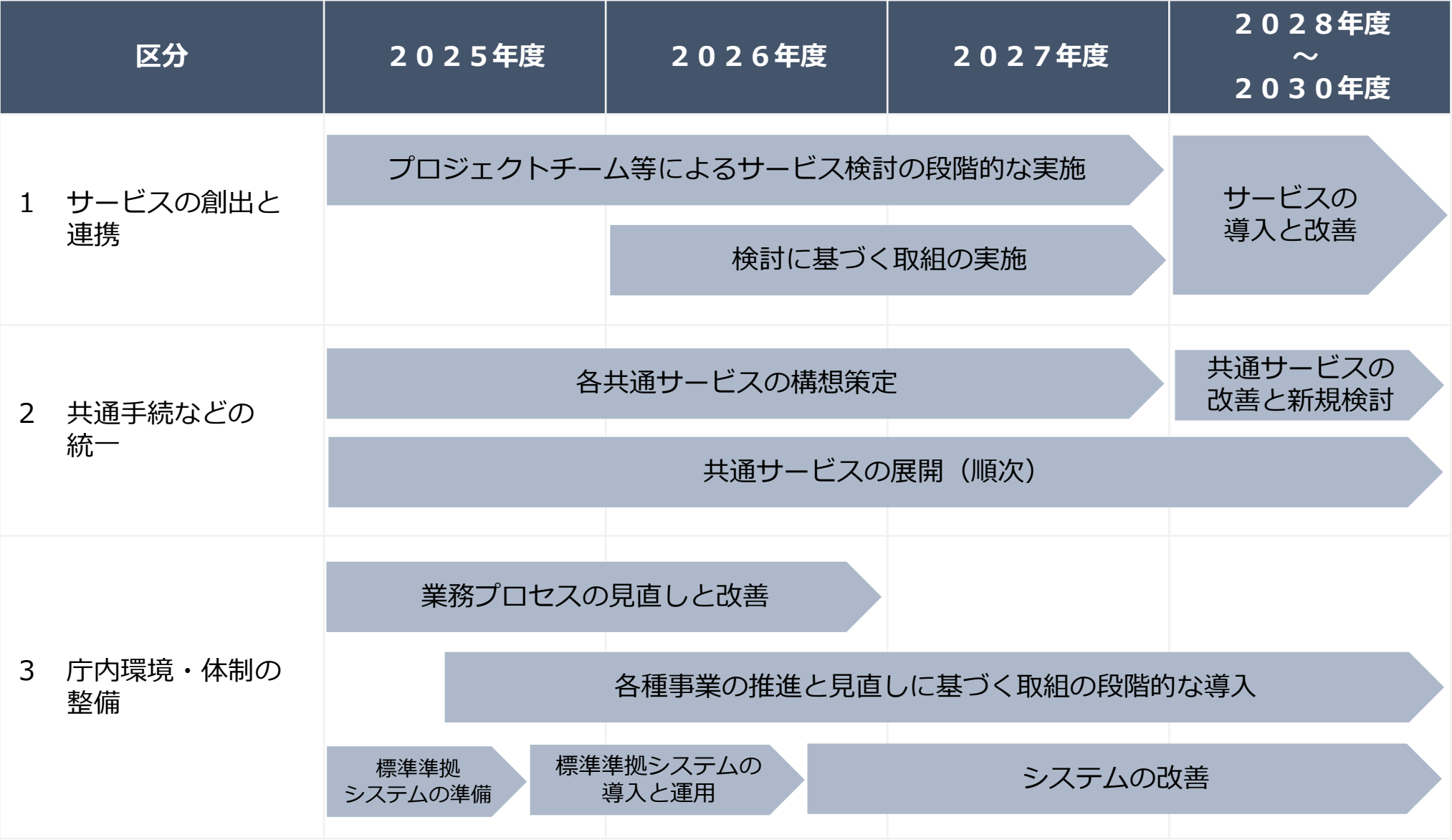
② 共通手続などの統一

- ・ サービス利用における満足度
- ・ 分野共通サービスにおける業務削減時間

③ 庁内環境・体制の整備

- ・ サービス利用における満足度
- ・ 職員エンゲージメント

ロードマップ



6 用語解説

用語集

用語	意味・解説	ページ
えすでいーじーず S D G s	Sustainable Development Goals（サステナブル・ディベロップメント・ゴールズ）」の略。2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択された、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現をめざす世界共通の目標	P 3
えーあい A I	Artificial Intelligence（アーティフィシャル・インテリジェンス）の略。人工知能	P 3
あいおーてい I o T	Internet of Things（インターネット・オブ・シングズ）の略。「モノのインターネット」と呼ばれる。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、新たな付加価値を生み出すこと。	P 3
でいーえつくす D X	Digital Transformation（デジタル・トランスフォーメーション）の略。ビッグデータやクラウドといったデジタル技術を活用し、市場や利用者のニーズを踏まえ、組織の変革も伴いながら、新しいサービスやビジネスモデルを創出し、競争上の優位性を確立するような取組を指す概念	P 4
クラウド	ソフトウェアなど個々に保有しなくても、インターネット経由で必要なサービスを使えるような利用形態。自らシステムを保有して運用する方法とは異なり、利用のしやすさとコスト面での優位性から活用が広がっている。	P 1 1
リスキリング	新しい職業に就くために、あるいは、今の職業で必要とされるスキル的大幅な変化に対応するために、必要なスキルを獲得する（させる）こと。	P 1 3
ペルソナ	年齢や家族構成などの基本情報やライフスタイルなどを詳細に設定した人物像	P 2 0
標準準拠システム	標準化基準（地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第6条第1項及び第7条第1項に規定する標準化のために必要な基準をいう。）に適合する基幹業務システムのこと。地方公共団体による利用が義務付けられている。 地方公共団体におけるデジタル基盤の整備、競争環境の確保、システムの所有から利用への転換、迅速で柔軟なシステムの構築を主たる目標としている。	P 2 2